

対象事業

(1) 事業内容

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンス、伝統・民俗芸能等、すべての舞台芸術作品を対象とします。

※日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業については、本プログラムの対象外です。

※企画条件の詳細は申請要領をご参照ください。

(2) 事業期間

2023年4月1日以降に開始し、2023年12月31日までに終了する事業（海外で実施する場合は、日本発着日が事業実施期間内に収まる事業）。

経費負担

企画実施にかかる総経費の70%未満、かつ1,000万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JFが共催分担金として負担します。

採用実績（参考）

採用5件／応募10件（令和4年度）

選考方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、JFの委嘱する審査委員の意見を聴取の上、採否を決定します。

(1) JFが共催する事業としての必要性（国際交流・相互理解への貢献、外交上の必要性、海外への波及効果等）

(2) 事業の内容（具体性・実現性、発展性、過去の実績、事業の質・水準等）

(3) 事業実施体制（準備進捗状況、予算計画や収支計画の妥当性、外国側の舞台芸術関係者の信頼性、事業の効率性・費用対効果等）

(4) 事業実施地の安全状況

申請締切

2022年12月2日正午（日本時間）（公募申請サイト）

結果通知

2023年3月頃

3 海外展助成

申請書略号:Q-EAS

担当:文化事業部美術チーム

日本の美術や文化を紹介することを目的として、諸外国において展覧会を実施する海外の美術館・博物館等に対し、経費の一部を助成します。また、日本の作家・作品を紹介する海外の国際展に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

海外の美術館・博物館等の団体。

※複数箇所を巡回する展覧会は、代表する機関がとりまとめて一つの申請としてください。

対象事業

2023年4月1日から2024年3月31日までの間に開始される、以下のいずれかの事業。

(1) 海外の美術館・博物館等が海外において企画・実施する日本の美術や文化に関わる展覧会

(2) 日本の作家・作品を紹介する海外の国際展（ビエンナーレ等）

(3) 日本の作家が海外に滞在するアーティスト・イン・レジデンス型事業で、滞在地の市民や美術関係者との交流や、成果発表（展覧会）のコンセプト及び計画が明確な事業

助成内容

2023年4月1日から2024年3月31日までの間に発生する以下の3項目を対象に経費の一部を助成します。

- (1) 作品輸送費（ただし作品保険料は含みません。）
- (2) 図録作成費（デジタルカタログも含みます。ただし国際展の場合、図録作成費は、参加する作家のうち日本人作家の割合に応じた作成経費の一部が対象となります。）
- (3) 作家・専門家旅費（航空賃・鉄道賃・宿泊費。ただし事前調査経費や準備経費は含みません。）

※作品制作費、インスタレーション経費、作家謝金等は対象となりません。

採用実績（参考）

採用26件／応募45件（令和4年度）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 2をご覧ください。
- (2) 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- (3) 以下のような展覧会については、相対的に高い評価が与えられます。
 - ア その国でこれまで類似の展覧会が開催されたことのない、優れたキュレーションによる展覧会
 - イ 周年事業等に関連する展覧会（p. 2 参照）
- (4) 以下のような展覧会については、優先順位が低くなります。
 - ア 近い過去にJFの助成を受けている申請者の計画
 - イ 複数箇所を巡回する展覧会で、過去にJFの助成を受けたことのある展覧会の巡回
 - ウ 姉妹都市間又は学校間交流等特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする展覧会
 - エ 公募作品により構成される展覧会
 - オ 趣味的サークルや同好会による展覧会

申請締切

2022年12月2日正午（日本時間）（公募申請サイト）

結果通知

2023年4月

4 欧米ミュージアム基盤整備支援

申請書略号: Q-MIS

担当: 文化事業部美術チーム

日本美術コレクションを有する欧米の美術館・博物館を対象に、所蔵する日本美術コレクションの更なる有効活用を促すための各種助成を行い、支援先機関が恒常的な日本美術紹介を行うための基盤整備に協力します。

令和5年度の募集実施は未定です。募集を行う場合はJFウェブサイト上でお知らせします。

5 翻訳出版助成

申請書略号: Q-TPS

担当: 文化事業部企画調整・文芸チーム

日本の図書の諸外国における翻訳・出版を促し、より多くの海外読者に普及させ、日本理解を促進することを目的として、日本語で書かれた図書の外国語翻訳・出版を計画する海外の出版社に対し、翻訳経費（翻訳料）及び/又は出版経費（印刷・製本費）の一部を助成します。

「翻訳助成のみ」、「出版助成のみ」、「翻訳助成と出版助成（両方）」のいずれの申請も受け付けます。